

## 税金の扶養控除

ご相談は、税務署または役場  
税務課税務係(☎23-2332)へ。

扶養控除

納税者に所得税法上の扶養親族がいる場合に、一定の金額の所得控除が受けられるもので、扶養親族とは、その年の12月31日現在で次の4つの要件のすべてに当てはまる人をいいます。

該当要件

- ❶ 配偶者以外の親族などであること。(親族とは6親等内の血族及び3親等内の姻族。)または、都道府県知事から養育を委託された児童(里子)や市町村長から養護を委託された老人であること。
- ❷ 納税者と生計を同じにしていること。
- ❸ 3年間の合計所得金額が38万円以下であること。
- ❹ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていないことと、白色申告者の事業専従者でないこと。



控除できる金額

扶養親族の年齢や障がいの有無により異なります。  
扶養控除は、1人の扶養者を複数の者が重複して控除の対象とすることはできません。郷里にいる父母の生活費を兄弟が均等に送金している場合であっても、父母を扶養控除の対象とすることができるのは、兄弟のうち1人だけです。

## 助成

### 「あなたの企画」応援します！ 町の人材育成基金

町では、個人や団体が企画する講演会や研修などに対して「人材育成基金」を使い支援しています。

**対象** 町内または町内事業所に1年以上引き続き在住もしくは勤務している方や、これらの方で構成する団体が企画する次の事業。

#### ①調査研修事業(個人のみ)

教育・文化・産業などの分野で自己形成のために行う国内外研修事業。

#### ②交流事業(個人・団体)

スポーツや文化活動を通じ、国内外の人たちとの交流事業。

《補助率》 とも交通費・宿泊費など必要と認められる経費の3分の2以内。(限度額:個人は国内10万円、国外50万円・団体は50万円)

#### ③講演会等事業(団体のみ)

地域活性化の促進や文化・教養を高める講演会などの事業。

《補助率》会議費など必要と認められる経費の2分の1以内。(限度額:50万円)

#### ④海外農業視察研修事業(個人のみ)

農業経営に係る能力向上のために、諸外国での農業を主とした生活文化などの研修事業。

《補助率》交通費など必要と認められる経費の2分の1以内。(限度額:50万円)

**募集期限** 12月17日(金)  
(申請書は実施予定日の2カ月前までに提出してください。)

**申請・詳細** 企画課企画振興係  
(☎23-3042)

## 説明会

### 事務担当者は必ず出席を 年末調整説明会

札幌北税務署では、年末調整手続きの説明会を開きます。

法人の青色申告者、2人以上雇用している事業主など、「源泉徴収事務」を取り扱う事業所の担当者は必ず出席してください。

なお、年末調整手続きをすることで、ほとんどの給与所得者は、その年の所得税の納税が完了するとともに改めて確定申告をする必要がなくなります。

**日時** 11月15日(月)13時30分  
**会場** 役場第二庁舎(役場西隣)  
**詳細** 税務課税務係(☎23-2332)

## 税金

### 夜間納税相談窓口

- ☑開設日 11月11日・25日  
(毎月第2・第4木曜日に開設)
- ☑時間 19時30分まで  
納税相談・窓口納付・軽自動車  
税納税証明書発行など。

### 納期のお知らせ

- ☑国民健康保険税～第5期  
11月30日(火)までに  
納付をお願いします。  
皆さんの快適な暮らしのために、  
計画的な納税で未納のないよう  
お願いします。

税務課納税係(☎23-2332)

## 自衛隊生徒募集のお知らせ

問合せ 江別募集事務所(☎011-383-8955)

<b>応募資格</b>	中学卒業(見込含)以上17歳未満の男子
「自衛隊生徒」は、採用と同時に「特別職国家公務員」となり、高等学校の通信制に入学し、3年修了時に高等学校卒業資格が取得できます。	
<b>自衛官募集説明会</b> ～参加希望の方は、保護者同伴でご出席願います。	
<b>日時</b>	11月18日(木)18時
<b>場所</b>	白樺コミュニティセンター



国保

ご確認ください  
国民健康保険の医療費通知

当別町国民健康保険では年7回医療費通知を送付しています。

通知内容は、①受診者名 ②医療機関名 ③診療月 ④入院外来別 ⑤日数または回数 ⑥医療費総額の6項目です。

病院に支払う医療費は、自己負担額(3割)と、国保が支払う負担額(7割)との合計額で、医療費総額の欄は、これらの合計となり、自己負担額ではなく実際に治療にかかった金額を記載しています。通知内容に疑問に思う点があれば問い合わせください。

問合せ 住民生活課国保年金係 (☎23-2467)

年金

国民年金の第1号被保険者の  
独自給付について

国民年金の第1号被保険者(農業や自営業の人など)には、次の3つの独自給付があります。

1 付加年金

付加保険料(月額400円)を上積みして納めた人は、次の金額が老齢基礎年金の年金額に加算されます。

付加保険料納付月数×200円

2 死亡一時金

第1号被保険者で保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けずに亡くなった場合は、生計を同じくしていた遺族に支給されます。

ただし、その遺族が遺族基礎年金を受ける場合は支給されません。

保険料の納付月によって  
12万円～32万円

3 寡婦年金

夫が亡くなったとき、次の条件

を満たす妻に60歳～65歳まで支給されます。

〈受給条件〉

婚姻期間が10年以上続いている。夫によって生計を維持されていた。夫が障害基礎年金または老齢基礎年金を受けたことがない。死亡した月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付期間と免除期間を合算して25年以上ある。

夫が受けられるはずだった  
老齢基礎年金の3/4

国民年金はきちんと加入、  
しっかり納付が大切です！

◆役場窓口年金相談日

11月10日(水)・24日(水)  
1階国保年金係へお気軽にお越しください。

◆年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所  
日時 11月19日(金)  
10時～15時  
場所 商工会館(錦町)

介護

在宅介護に関する相談窓口です  
「在宅介護支援センター」

在宅介護に関する相談に応じます。実際に多く寄せられている相談の一部を例にご紹介します。

高齢のため体が弱り、自宅での入浴が大変になってきた。なにか良い方法はないか。

シャワーイスや浴槽用手すりなどの福祉用具を利用する方法やデイサービスなど介護保険サービスの紹介をし、利用手続きのお手伝いをします。

ひとり暮らしで持病もあり、何かあったらと不安。もしもの時にすぐ外部に連絡できるサービスがあると聞いたことがあるが。

緊急通報サービスが利用できないことを説明し、利用手続きのお手伝いをします。

相談は無料で、電話や来所、職員がご自宅に訪問することもできるほか、サービスの利用手続きの代行などを行うこともできます。

相談・問合せ 当別町在宅介護支援センター(「ゆとろ」内・☎25-5152)

環境

スパイクタイヤの使用は  
法律で規制されています

スパイクタイヤの使用は、法律などで、地域や期間が指定され、積雪・凍結状態にない舗装道路での使用が規制されています。

また、金属類をタイヤの溝に装着したのもスパイクタイヤと見なされますのでご注意願います。

詳細 環境対策課環境対策係 (☎23-2503)

環境講演漫才を開催

環境問題はお友達

～思いは地球規模で、行動は足元から～

日時 11月17日(水)  
18時30分～

場所 ゆとろ(西町)

入場料 無料

定員 先着100名(事前に電話で申し込みください。)

主催 当別町保健衛生会

申込先 同衛生会(「環境対策課」内・☎23-2503)

林家ライス・カレー子

漫才テーマは、環境問題を中心に、地球規模の大きな問題を身近な話題や現場の話を折り込みながら明るく楽しく説く。

